

<建築物エネルギー消費性能適合判定業務料金>

新設 [住宅]

[一戸建ての住宅・併用住宅の住宅部分]

表-1

対象面積	200㎡未満	¥40,000	(税込)	¥44,000
	200㎡以上	¥60,000	(税込)	¥66,000

※上記の料金は木造に限る。非木造については注4に記載のとおり。

注 1 : 評価対象面積の算定は、建築基準法の規定により算定する延床面積とする。

但し、その適用が著しく不合理と当社が認めた場合は別途判断とする。

[共同住宅等(共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分)]

表-2

申請種別:住戸のみ	基本料金	¥120,000	(税込)	¥132,000
	戸当たり料金	¥3,000	(税込)	¥3,300

※上記の料金は木造に限る。非木造については注4に記載のとおり。

※共用部の審査を行う場合は、¥120,000(税込132,000)加算

【減額等】

注 2 : 当社で行った設計住宅性能評価・長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合又はこれと同等と認める場合は次の額とする。

①一戸建ての住宅・併用住宅の住宅部分…¥10,000(税込¥11,000)

②共同住宅等(共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分)…¥10,000(税込¥11,000)に住戸数に¥2,000(税込¥2,200)を乗じた額を加算した額。

注 3 : 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、一律¥30,000(税込¥33,000)とする。

【増額等】

注 4 : ①一戸建ての住宅・併用住宅の住宅部分…非木造の場合、上記料金×2の額とする。

②共同住宅等(共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分)

…非木造の場合、上記料金×1.5の額とする。

注 5 : 他社確認の場合は、表-1・表-2の料金×1.5の額とする。

【その他】

注 6 : 上記以外の申請、又はその適用が著しく不合理と当社が認める場合については別途見積もりとする。

注 7 : 上記の料金は棟ごとに適用する。

[非住宅]

表-3

(税込)

対象面積(m ²)	モデル建物法		標準入力法	
	A	B	A	B
300未満 (※モデル建物法(小規模版)は注2)	¥80,000 〔 ¥88,000 〕	¥60,000 〔 ¥66,000 〕	¥200,000 〔 ¥220,000 〕	¥100,000 〔 ¥110,000 〕
300以上 ~ 1,000未満	¥100,000 〔 ¥110,000 〕	¥75,000 〔 ¥82,500 〕	¥300,000 〔 ¥330,000 〕	¥135,000 〔 ¥148,500 〕
1,000以上 ~ 2,000未満	¥150,000 〔 ¥165,000 〕	¥100,000 〔 ¥110,000 〕	¥360,000 〔 ¥396,000 〕	¥200,000 〔 ¥220,000 〕
2,000以上 ~ 3,000未満	¥200,000 〔 ¥220,000 〕	¥135,000 〔 ¥148,500 〕	¥440,000 〔 ¥484,000 〕	¥240,000 〔 ¥264,000 〕
3,000以上 ~ 5,000未満	¥220,000 〔 ¥242,000 〕	¥150,000 〔 ¥165,000 〕	¥500,000 〔 ¥550,000 〕	¥270,000 〔 ¥297,000 〕
5,000以上 ~ 10,000未満	¥300,000 〔 ¥330,000 〕	¥180,000 〔 ¥198,000 〕	¥600,000 〔 ¥660,000 〕	¥330,000 〔 ¥363,000 〕
10,000以上 ~ 15,000未満	¥350,000 〔 ¥385,000 〕	¥230,000 〔 ¥253,000 〕	¥700,000 〔 ¥770,000 〕	¥400,000 〔 ¥440,000 〕
15,000以上 ~ 20,000未満	¥400,000 〔 ¥440,000 〕	¥260,000 〔 ¥286,000 〕	¥800,000 〔 ¥880,000 〕	¥450,000 〔 ¥495,000 〕
20,000以上	別途見積		別途見積	

※A：建築物の用途がホテル・病院等・集会所等・学校・事務所及びこれらを含む複数用途の場合。

B：A以外の用途(工場・倉庫等)

※上記の料金は棟ごとに適用する。

注 1：100㎡未満の工場モデル(モデル建物法小規模版含む)については上記表-3によらず ¥30,000(税込¥33,000)とする。

注 2：モデル建物法(小規模版)についてはA ¥60,000(税込 ¥66,000)、B ¥40,000(税込 ¥44,000)とする。

注 3：建築物のすべてが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合はモデル毎に一律 ¥30,000(税込 ¥33,000)とする。
なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。

注 4：評価対象面積の算定は、建築基準法の規定により算定する延床面積とする。
但し、その適用が著しく不合理と当社が認めた場合は別途判断とする。

注 5：一つの棟に用途分類が複数ある場合は、各々の合計とする。

注 6：複合建築物の場合、非住宅部分を表-3、住宅部分は表-1・表-2の料金を適用する。

注 7：他社確認の場合は、表-3の料金×1.5の額とする。

【共通】

注 1：事前相談、審査中のプラン変更に係る審査等の費用は別途請求できるものとする。

- 注 2 : 取下げについては下記の手数料とする。尚、事前審査も同様に取り扱う。
 ①審査前…¥0 ②審査中…¥5,000(税込¥5,500) ③審査後(経過書送付)…上記手数料の80%
- 注 3 : 当社が認める外皮計算プログラム(一般社団法人住宅性能評価・表示協会、一般社団法人日本サステナブル建築協会監修のプログラム等)以外を利用する場合は別途見積もりとする。
- 注 4 : 所管行政庁からの依頼は別途契約による。
- 注 5 : 適合判定通知書、軽微変更該当証明書の再発行料金は¥5,000(税込¥5,500)/件とする。
- 注 6 : 電子申請の場合は、原則電子ファイルで交付とする。
 通知書の紙交付を希望する場合は¥5,000(税込¥5,500)/件とする。
- 注 7 : 上記以外の申請、又はその適用が著しく不合理と当社が認める場合については別途見積もりとする。

表-4 変更等申請料金

<p>①計画変更</p>	<p>非住宅：表-3の80% 住宅：表-1又は表2の50% (但し、その適用が著しく不合理と当社が認めた場合は上記の割合を限度とし、別途見積りする。) また、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。 1.計算方法を変更して申請する場合 2.直前の判定を他機関から受けている場合 3.非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要する事になった場合 4.表-1・表-2の注3が適用された申請について、本業務において省エネ計算の審査が必要となる場合 5.モデル建物法を標準入力法に計算方法を変更する場合は表-3の料金を適用する。</p>
<p>②軽微な変更(ルートC)</p>	<p>非住宅：表-3の80% 住宅：表-1又は表-2の50% (但し、その適用が著しく不合理と当社が認めた場合は上記の割合を限度とし、別途見積りする。) また、直前の判定を他機関から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。</p>

※木造共同住宅3階建て以下(16戸まで、当社確認に限る)又はこれと同等と認める場合、外皮を仕様基準で申請する場合又はこれと同等と認める場合において、判定業務を効率的に実施できるものは、表-5の額とすることができる。

[共同住宅等(共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分)]

表-5

申請種別:住戸のみ	基本料金	¥50,000	(税込 ¥55,000)
	戸当たり料金	¥6,000	(税込 ¥6,600)

※共用部の審査を行う場合は、¥120,000(税込¥132,000)加算

注 1 : 計画変更の料金は、変更後の計画に応じ、表-5の料金×0.5の額とする。

ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

①計算方法を変更して申請する場合

②非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要する事になった場合

注 2 : 軽微変更該当証明申請の料金は、変更後の計画に応じ、表-5料金×0.5の額とする。

注 3 : 上記以外の申請、又はその適用が著しく不合理と当社が認める場合については別途見積もりとする。